

2-3 不適格者の発見と排除

2-3-1 データベースを活用した銃器所持者の情報管理

フランスでは不適格者を早期に発見するため、銃器に関する情報をデータベース化し、有効活用している。2004年、銃器所持者に関する情報を全国で一律に管理するため、内務省によってAGRIPPA(Application de Gestion du Répertoire Informatisé des Propriétaires et Possesseurs d'Armes)というデータベースシステムが導入された。AGRIPPAには、銃器所持者の氏名、連絡先、職業、所持している銃器の種類、購入した銃砲店などに関する情報が登録されており、内務省のみならず全国の警察署からアクセスすることが可能である。AGRIPPAの導入により、それまで市町村レベルで個別に管理されていた銃器及び銃器所持者に関する情報が、中央政府によって一元的に管理されることとなった。情報がデータベース化されたことで、銃器規制に係る諸手続きの効率性が改善された外、銃器を使用した犯罪の捜査にも同データベースが活用されるようになり、不適格者の早期発見のための調査に貢献している。

AGRIPPAの導入による変化（写真はいずれもパリ市警察）

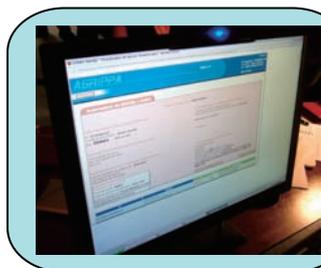
2004年以前



登録銃器、銃器所持者の情報を市町村ごとにカードで管理



2004年以降



【AGRIPPA導入のメリット】

- 全国の銃器関連データを一元的に管理することが可能
- 銃器免許発行に係る作業効率の改善とコストダウンの達成
- 不適格者の早期発見のための調査に貢献

2009年には、内務省が、新しいデータベースである FINIADA (Fichier National des Interdits D' Acquisition et de Détention d' Arm (銃器取得及び所持を禁じられた者に関する国家情報ファイル)) を導入する予定となっている¹⁰³。FINIADA は、武器・実包の取扱いに関する規制強化の一環として導入されるものであり、防衛法典第 L. 2336-4 条及び第 L. 2336-5 条に基づき、銃器の没収や放棄を命じられた者が登録される予定となっている。

又、公共安全に脅威となるとして銃器の所持が禁じられた者も、FINIADA に登録される。FINIADA と既に導入されている AGRIPPA による連携体制を構築することで、不適格者の早期発見に繋がるものと期待されている。

2-3-2 銃器の押収

県知事は、必要に応じて銃器所持者から銃器を押収することができる。銃器を押収する理由としては、①公共安全に危害を及ぼす可能性があること、②自身に危険を及ぼす可能性があること(自殺の可能性があること)、③狩猟/射撃免許の有効期限が切れていること、の3点が考えられる。

(1) 公共安全に危害を及ぼす可能性がある場合

公共安全に危害を及ぼす可能性があると判断された場合、県知事は、安全上の理由から、銃器所持者に対して、当該銃器を放棄するよう命令することができる¹⁰⁴。公共安全に危害を及ぼす人物であるか否かの判断は、各地域の警察署において行われており、中でも暴力行為の有無が最も重要な基準であると認識されている¹⁰⁵。各地域の警察署では、近隣住民からの通報や他の地域の警察署から寄せられた情報を基に報告書 (rapport de police) を作成しており、これらの情報に照らし合わせながら、当該人物の危険性を判断する。(殺人の脅迫を行った者は、公共安全に明らかに危険を及ぼす可能性があるとして銃器の所持が認められない。さらに、政治的なデモにおける暴力行為や職場での攻撃的な言動等も考慮される¹⁰⁶。

県知事から銃器の放棄を命じられた銃器所持者は、銃器を売却するか、銃器の取得及び所持許可を有している第三者へ譲渡しなければならない。又、銃器を破壊するか又は国家へ返却することもできる。銃器所持者が命令を受け入れない場合、又は緊急措置が必要な場合には、県知事が警察署又は憲兵隊に銃器を引き渡すよう、銃器所持者に命ずることができる。又、裁判所の許可を得れば、家宅捜索を行い銃器を差し押さえることも可能である。

なお、銃器所持者の言動や健康状態に問題があると判断された場合、県知事は事前手続

¹⁰³ フランス内務省ヒアリング

¹⁰⁴ 防衛法典 L2336-5

¹⁰⁵ パリ市警察ヒアリング

¹⁰⁶ 同上

きなしに銃器の引渡しを命ずることが可能である¹⁰⁷。このような命令を受けた銃器所持者は、速やかに銃器を警察又は憲兵隊に引き渡さなければならないと定められている。引き渡された銃器は最大 1 年間、所轄の警察署又は憲兵隊において保管され、この期間中に県知事が認めれば、銃器は所持者に返却されることとなっている。しかし、当該人物が銃器を所持することが公共安全に危害を及ぼす可能性があるとして判断された場合は、警察又は憲兵隊が銃器を押収し、返却しないこととなっている。

銃器を押収された者は、原則として再び銃器を所持することはできないが、仮に県知事が当該人物のその後の言動や健康状態を審査し危険性がないと判断した場合は、この限りではない¹⁰⁸。

パリ市警察によると、2008 年 1 月から 11 月までに銃器が押収されたケースは 20 件であった。最も多いのは夫婦又はパートナー間のトラブルであり、夫が妻を殺害すると脅迫し、妻が警察に通報したというケースである。このような場合は、夫が暴力行為に訴えず、口頭で殺害すると脅迫しただけでも銃器押収の対象となる¹⁰⁹。又、別のケースでは、火災にあったアパートの鎮火活動を行っていた消防隊員が、アパートの中で銃器を発見し、不法所持が明らかとなったことからそれらの銃器が押収された。その外にも、公道で鳥を撃つたため銃器が押収されたケースや、近隣住民から騒音がするとの通報があった家に向かった警察が、家の中から不法所持の銃器を発見し押収したケースなどがある¹¹⁰。

(2) 自身に危険を及ぼす可能性があること（自殺の可能性があること）

自殺など、銃器所持者が自らに危険を及ぼす可能性があるとして判断された場合、県知事は、安全上の理由から、銃器所持者に対して、当該銃器を放棄するよう命令することができる¹¹¹。警察では、自殺をほのめかす者は、自身に危険を及ぼす恐れがあると判断している¹¹²。

(3) 免許の有効期限が切れている場合

銃器を購入しに来た者の狩猟免許や射撃免許の有効期限が切れていることが判明した場合は、銃砲店が所轄の警察署へ報告する。各警察署は、当該人物に対し、所有している銃器を銃砲店に売るか、又は警察署へ提出するよう指導を行う。免許所持者は、警察署から指導を受けた 3 か月以内に銃器を処分しなければならない。銃器を処分しないなど、警察の指導に従わない場合は、警察が直接銃器の所持者を訪問し、銃器を没収することができる¹¹³。

¹⁰⁷ 防衛法典 L2336-4

¹⁰⁸ パリ市警察ヒアリング

¹⁰⁹ 同上

¹¹⁰ 同上

¹¹¹ 同上

¹¹² 同上

¹¹³ 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング